

## ■ 裸火使用・危険物品の持ち込みについて

展示場では喫煙、裸火の使用、そしてガソリンなどの危険物品の持ち込みが東京都[火災予防条例第23条](#)で禁止されています。「裸火使用」「危険物品持ち込み」については、事前に審査を行い、消防署長が、消防総監が定める基準に適合していると認めるときは、例外としてこれらの行為を必要最小限の範囲内で行うことができるとされています。

主催者様・施工者様におかれましては、「裸火使用」「危険物品持ち込み」に該当する行為が無いかご確認いただき、該当行為がある場合は、以下に従って必要書類をご作成し、弊社担当までご提出ください。

※本件の詳細については、東京消防庁HP[「禁止行為の解除承認に係る審査基準」](#)をご覧ください。

※付帯事務室は公衆が出入りしなければ対象外

## ■ 禁止行為解除承認の申請手続きの流れ

本マニュアル2、3ページ目をご確認いただき、予定している行為に「裸火使用」「危険物品持ち込み」に該当する行為が無いかご確認ください。

※予定している行為が該当する行為か分からない場合は、豊島消防署 予防課 査察係 (TEL : 03-3985-0119) までお問い合わせください。



該当行為がある場合は以下へ

速やかに弊社担当者まで該当行為がある旨をお伝えください。豊島消防署へ申請手続きに行く日程（**会場使用開始日の約3週間前**）を調整させていただきます。

※申請手続きは消防官・主催or施工ご担当者様・弊社担当者の3者で行います。

申請手続き日が決定しましたら、本マニュアル4、5ページ目に従い、必要書類をご作成ください。**申請手続き日の3営業日前までに**、弊社担当者へデータでご提出をお願いいたします。

※この時点で書類に不備があった場合は、弊社担当より修正が必要な箇所を指摘させていただきます。



申請手続きに豊島消防署へ伺います。（**必要書類は主催or施工ご担当様に3部(正・副・コンベ)ご印刷の上、ご持参ください。**）書類に不備があった場合は申請手続き時、もしくは後日、消防官より主催or施工ご担当者様まで連絡が入りますので、修正作業をお願いいたします。また、申請手続き時に消防官より現地調査日時を言い渡されます。

なお、修正作業を行った場合は、修正部分の最終版を**会場使用開始日の2週間前までに**弊社担当者へデータでご提出ください。弊社担当者が主催者様を代理して豊島消防署に提出いたします。



イベント開催前（設営日や開催日の朝など）に、消防官が会場に来て現地調査を行い、申請内容と相違が無いか審査します。

※ご申請いただいた内容と実際に持込まれるものに相違があった場合は、解除承認を受けることが出来ませんのでご注意ください。

# I. 「裸火使用」「危険物品持込み」に該当する行為が無いをご確認ください。

以下をご確認いただき、該当行為の有無をご確認ください。

## I-1. 「裸火の使用」とは

「火気使用設備器具等を使用する行為」及び「火炎、火花又は発熱部を外部に露出した状態で使用する行為」を言います。火気使用設備器具のうち裸火に該当するかどうかは次表により判断します。

熱源	裸火に該当するもの	裸火に該当しないもの
気体燃料 (都市ガス, 液化ガスなど)	右欄のようなものを除くすべてのもの (カセットコンロ、石油ストーブ、七輪 等)	直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具 (FF式ガス機器等)
液体燃料 (灯油, 重油など)		
固体燃料 (石炭, 木炭など)		
電気	・赤熱して見える発熱部が外部に露出しているもの (電気コンロ等) ・外部に露出した発熱部で、可燃物が触れた場合に瞬時に着火するおそれのあるもの (発熱部の表面温度がおおむね <b>400℃以上</b> のもの)	発熱部がカバーなどで覆われており、着火危険がないもの (電気オーブン、ホットプレート、ドライヤー、IHクッキングヒーター等)

※クリスマスクラッカー 🎊 は、爆薬 (爆発音を出すためのものに限る) が0.05g以下のものであれば、裸火使用に含まれません。



## I-2. 「危険物品の持込み」とは

火災発生の原因となり、また、火災を拡大させる危険性が高い次のようなものをいいます。

○消防法で定める危険物	○可燃性ガス	○可燃性固体類・可燃性液体類	○火薬類・がん具煙火
例) 食用油、灯油、印刷機器の内蔵油、ガソリン、濃度60%以上のアルコールスプレー（手指消毒用の第4類アルコール類で最大容量が500ml以下の容器に収納するものは含まない。ただし80ℓ以上の第4類アルコール類の危険物は少量危険物の規制が適用される。） など	例) プロパンガス、LPG(カートリッジガスボンベ)、水素ガスなど	例) ろうそく、料理用固形燃料、着火剤 など	例) 花火 など

「少量危険物の規制」・・・(例) 濃度60%以上のアルコールを1フロア(事務室含む)に指定数量の五分之一(80ℓ)以上貯蔵することは施設上不可

### ※次のような製品にも危険物品が含まれています。

- ・ネイル用品（マニキュア、除光液など）
- ・エアゾール製品（殺虫剤、消臭剤など）
- ・塗料、溶剤（ペンキ、シンナーなど）
- ・カー用品（エンジンオイル、潤滑油スプレーなど）
- ・トーチ、ランタンなどのアウトドア用品（カートリッジ式ガスボンベなど）
- ・スモークマシン（発煙剤）

※使用する「発煙剤」が危険物品に該当するかどうかは、販売業者や製造メーカーに問い合わせ確認してください。



除光液



エアゾール製品



シンナー



潤滑油スプレー



ガストーチ



ガスランタン

### ※以下の行為は、危険物品持込みから除外されます。

- ・屋内展示場において、危険物品に該当する製品を展示する行為  
(実演を伴わず展示のみを行う場合で、商品等容器に密閉されたものに限る。)
  - ・車両等を展示する行為（運行又は稼働を伴うものを除く。） ※ガソリン車の場合のみ
  - ・潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持込み又は使用する行為
  - ・可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品、美術品等を持ち込む行為
  - ・動植物油を調理（煮沸行為を除く。）に使用する行為
  - ・日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為
  - ・キャバレー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店で、従業員の監視のもとに  
キャンドル（可燃性固体類に限る。）又は料理用固形燃料を使用するために持ち込む行為
  - ・電解液を密閉した蓄電池（車両用のものを除く。）及び当該蓄電池を搭載した機器を  
従業員等が目視できる範囲に、持ち込み、又は製造し、若しくは輸入した者が示す方法で使用する行為
- ※電解液を密閉した蓄電池は、リチウムイオン蓄電池、通称「リチウムイオン電池」を指します。

※「危険物品持込み」から除外される場合でも、危険物品の合計した数量が所定の数量以上（少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所又は火薬庫などへ保管することが必要となる数量）となる場合は、法、条例又は火取法などの規制がかかります。



## ④. 禁止行為解除対象のカタログ等概要資料 ※SDS (安全データシート) 等

- 油を煮沸用途で持ち込む場合、指定可燃物か危険物なのかが判別できる資料を添付し、⑤の一覧表内に「危険物(第四類 動植物油)」or「指定可燃物(可燃性液体類)」を記入してください。資料がない場合、引火点温度をメーカー等へ聴取の上、⑤の一覧表内に「危険物(第四類 動植物油)」or「指定可燃物(可燃性液体類)」を記入してください。  
 ※ 1気圧において引火点が250度未満 →危険物(第四類 動植物油)  
 1気圧において引火点が250度以上 →指定可燃物(可燃性液体類)
- 使用機器の概要、機器名、熱源、最大消費熱量、安全装置の状況等が確認できるものが記載されていること。
- 火炎の幅・長さ、火炎の状態、裸火の非常時の停止措置について記載されていること。
- 危険物品の名称、容量、収納容器、保管方法、漏れ、あふれ、飛散防止に対する措置等が記載されていること。  
 ※海外製品の場合は、日本語訳されたカタログ等概要資料をご用意ください。  
 外国語表記の概要資料では解除承認を受けることが出来ません。

## ⑤. 申請が複数の場合) 禁止行為一覧

- 行為の種類及び具体的な内容(使用場所、禁止行為の名称、使用量、成分、取扱要領等)について記入すること。  
 ※一覧表の見本は[こちら](#)をDLしてご確認ください。

**申請した内容(対象物の種類、数量等)と実際に会場へ持ち込まれるものに相違がある時は、解除承認を得られない場合があります。確実に行われる禁止行為の内容にて申請を行ってください。**

申請番号	申請内容	申請者名	責任者名	当日の量販先	禁止行為 ※消費数量は1日あたり							危険物取扱区分 ※持ち込数量は1日あたり									
					製品名	銘柄	熱源	消費熱量 (kW)	使用/消費数量	火災の幅と長さ (m) ※幅・長さ 異なる場合は幅・長さの 場合、記入必須	製品名	分類	類別	品名・性状	容量	持ち込数量	中々内容	使用用途			
1	A-3	特アンシャイン電気	OO太郎	080-0000-0000	カセットオーブン	カセットオーブン	電熱	2.8	2	—	—	OOカセットガス (オレング)	可燃性ガス	—	LPG	250 g	3	750 g	カセットオーブンに使用		
2	A-5	特アンシャインナイフ	OO太郎	070-0000-0000								OOナイフ ナメダ100g OOHN 500mLスプレー缶 (アルコール濃度70%)	可燃性液体類・危険性液体類 危険物	—	第4類 (8) 火災液体 アルコール類	1.67 l 1.0 l	6 2	10.02 l 2 l	お肉し揚げ行為等 調理器具の消毒		
3	A-9	特アンシャインOD	OO太郎	090-0000-0000								OOオーブ ナメダ100g OOHN 500mLスプレー缶 (アルコール濃度70%)	可燃物 危険物	第4類 (8) 火災液体 第4類 (8) 火災液体	動植物油脂 アルコール類	1.67 l 1.0 l	3 5	5.01 l 5 l	お肉し揚げ行為等 調理器具の消毒		
4	B-12	特アンシャイン煎茶	OO太郎	080-0000-0000	CR-チャックマン	COタイプ	ガスライター	0.5	1	火災の幅1m、長さ3m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5	B-24	アンシャイン自動煎茶機	OO太郎	070-0000-0000	COHP-655	電気コンロ	電気	0.6	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6	C-3	特アンシャイン煎餅	OO太郎	070-0000-0000	OO真鳥アレジケンズキャンディル ミモ	アロマキャンディル	電熱	—	1	火災の幅1m、長さ2m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
					可燃性液体類消費量 (L) 4.8		可燃性液体類消費数量 3							可燃性ガス —		LPG 750 g					
					可燃性液体類消費数量 1							可燃性液体類・危険性液体類 —		可燃性液体類 2.0 l							
					可燃性液体類消費数量 2							可燃物 —		第2類 (可燃性液体類) 0.5 kg							
					可燃性液体類消費数量 1							可燃物 —		第4類 (8) 火災液体 1 l							
					可燃性液体類消費数量 1							可燃物 —		第4類 (8) 火災液体 0.01 l							